

広島県告示第千八百四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所廿日市支所において、平成二十三年十二月十五日までの間、縦覧に供する。

平成二十三年十二月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

廿日市佐伯線

三 道路の区域

区 間		新 旧 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
廿日市市友田字里地四〇番三地先から 廿日市市友田字里地四〇番七地先まで	新	〇	一 二 ・ 二 〇	一 一 三 ・ 五 〇	拡幅 県道大竹湯来 線と重複
	旧	〇	八 ・ 四 〇	一 一 三 ・ 五 〇	

一 道路の種類

県道

二 路線名

大竹湯来線

三 道路の区域

区 間		新 旧 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
廿日市市友田字里地四七番一地先から 廿日市市友田字里地四二番地先まで	新	〇	一 二 ・ 二 〇	一 一 三 ・ 五 〇	拡幅 県道廿日市佐 伯線と重複
	旧	〇	八 ・ 四 〇	一 一 三 ・ 五 〇	